

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第53号

(公財)しまね農業振興公社

(農地バンク)

2024年12月 発刊

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

令和7年4月1日より
本格的に新制度がスタートします！！

●主な変更点

これまでも何度かお知らせしているとおり、農用地利用集積計画(以下、「集積計画」という。)が農用地利用集積等促進計画(以下、「促進計画」という。)に統合されました。これにより、農地の貸借については、

- ① 農地中間管理事業による促進計画での貸借
- ② 農地法3条による貸借

のいずれかの方法となりますので、①での方法等について再度お知らせいたします。

●関係機関の協力体制について

集積計画が促進計画へ統合されたことにより、農地中間管理事業の利用はますます増大していくことが予想されます。農地集積・集約化をスムーズに行っていくためには、関係機関で協力して農地中間管理事業を実施していくことが不可欠となります。

島根県では、農林水産省からの通知を踏まえ2ページに記載の協力体制で農地中間管理事業を実施していきたいと考えています。特に市町村や農業委員会の役割が今後より一層重要になると考えています。

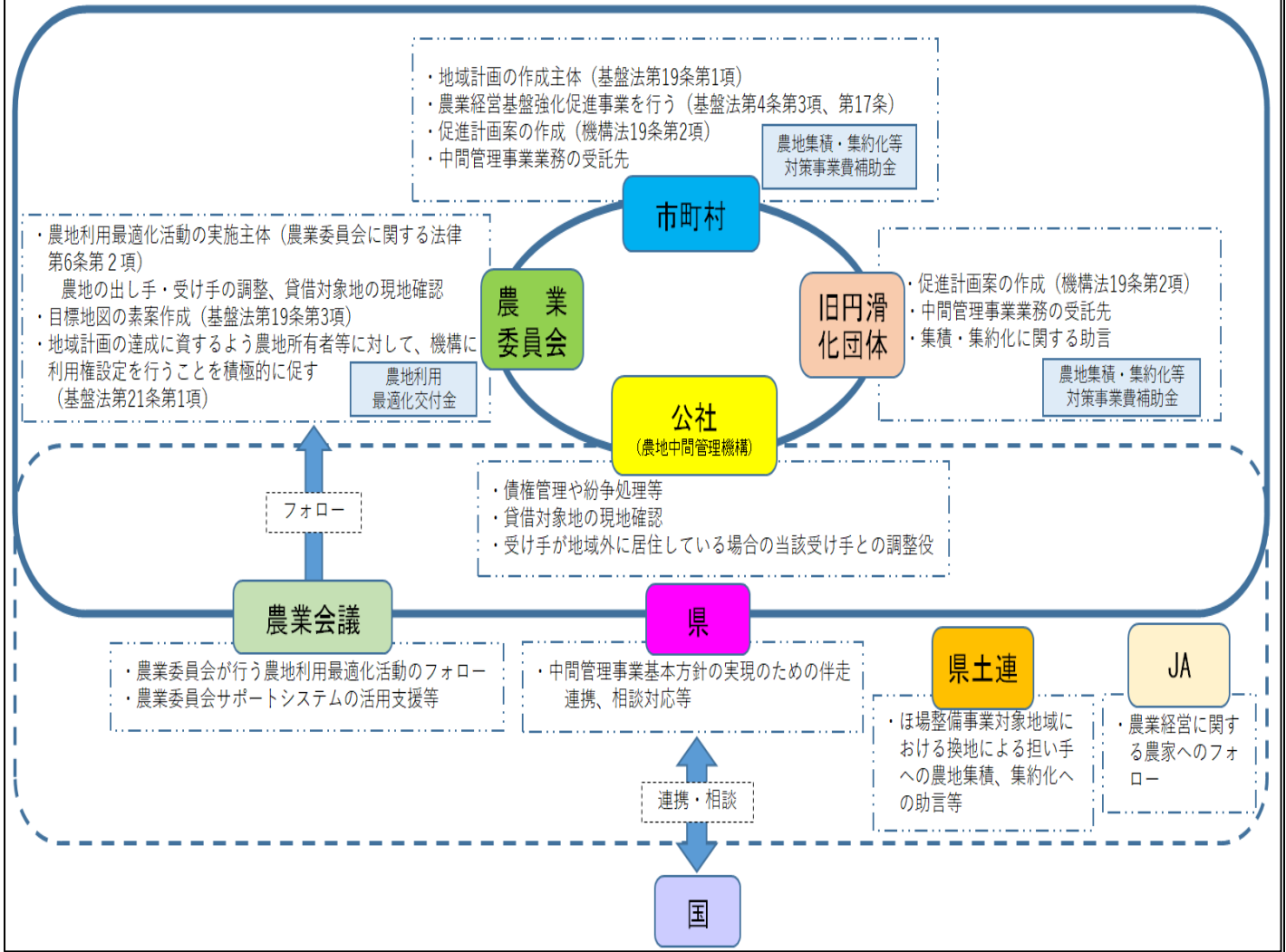
●農地中間管理事業の実施方法について

農地中間管理事業は、これまで、借受希望者を募り、当該希望者に貸し付ける方式(公募方式)により実施していましたが、令和5年の法律改正により地域計画を達成するためのツールとなりました。今後は、地域計画の内部を重点実施区域として農地中間管理事業を実施していくこととなります。

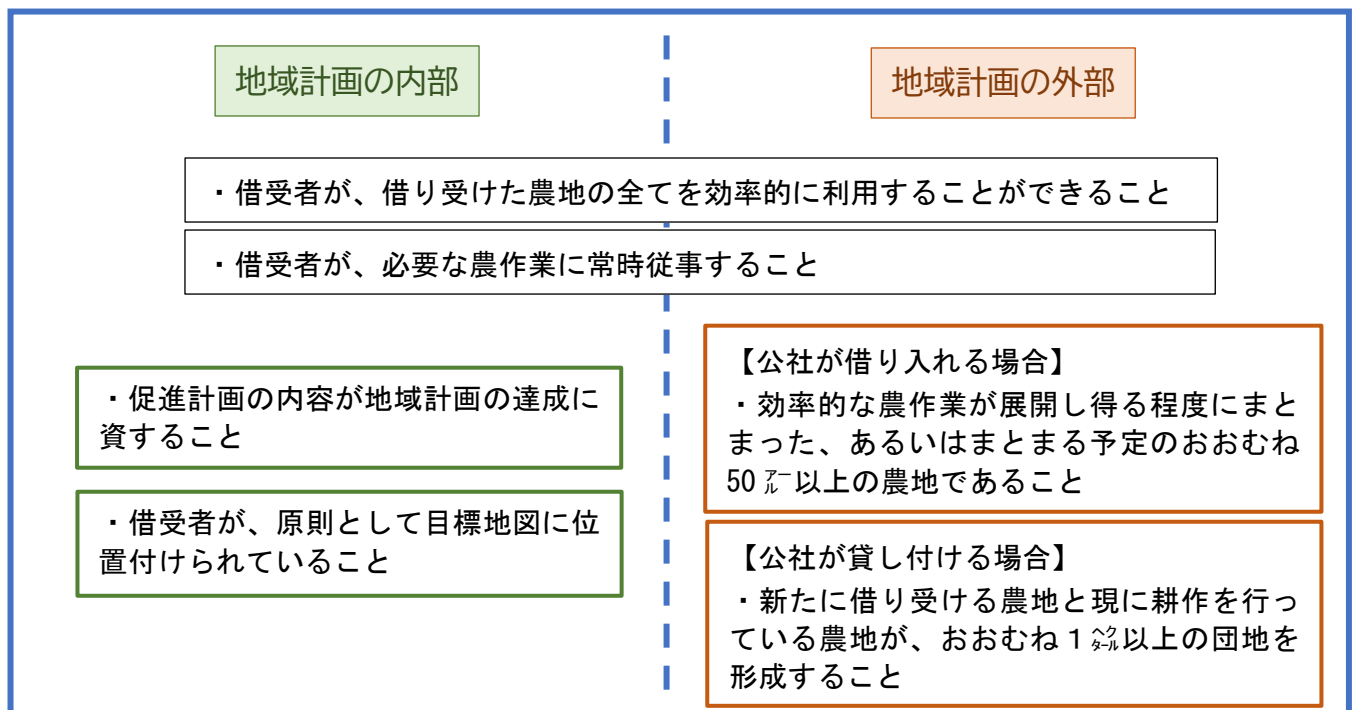
地域計画の外部での農地中間管理事業の実施については、原則として農業委員会から促進計画の作成要請があった場合に実施していくこととします。



新制度における関係機関の協力体制について



●農地中間管理事業の実施要件について

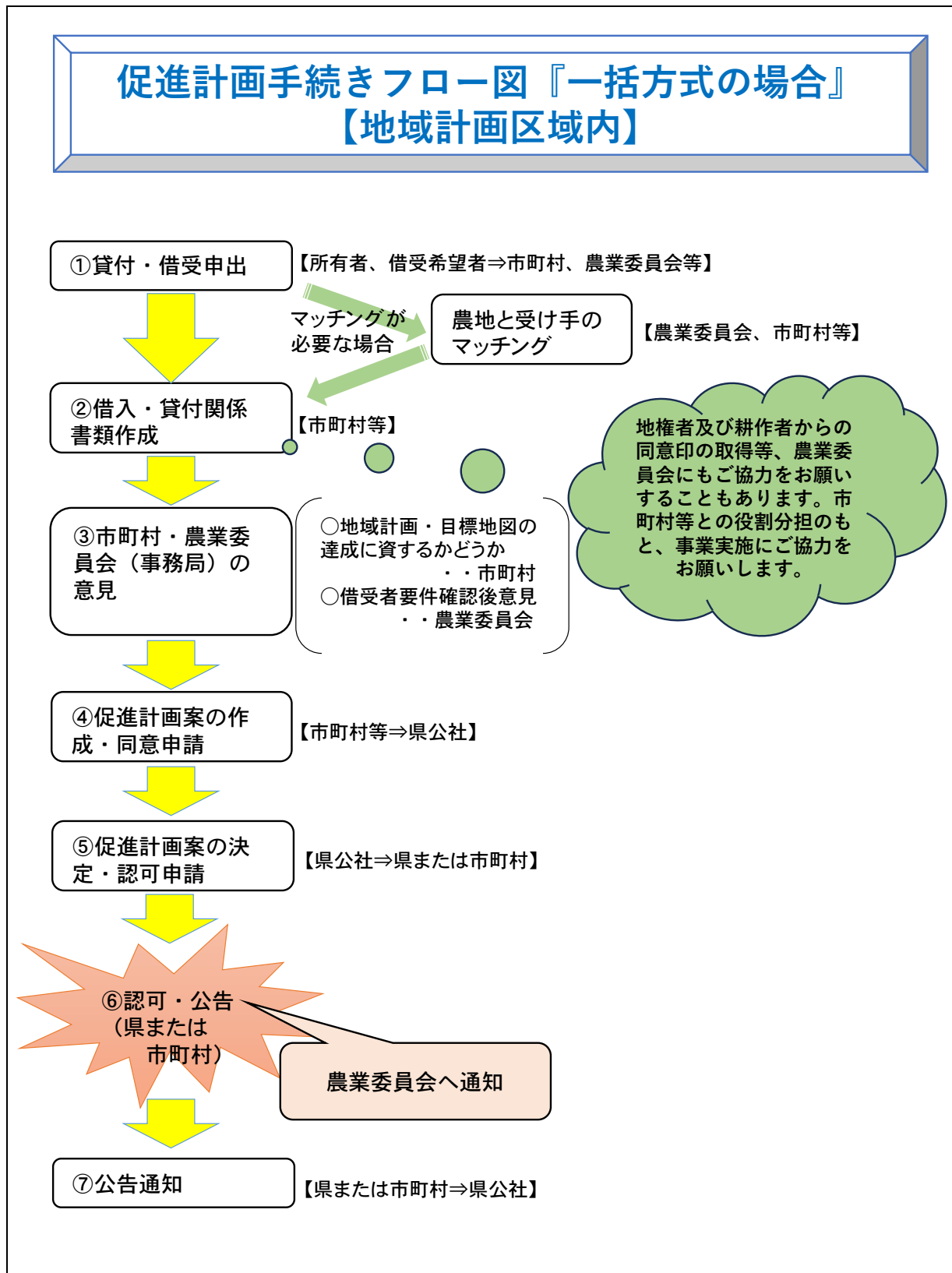


●農地中間管理事業の事務手続きについて

協力体制にも記載していますが、今後、農地の権利設定において市町村や農業委員会の役割がより重要なものとなってきます。特に農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)において日々実施されている農地利用最適化活動に期待がなされているところです。

農地中間管理事業の実施においても、農業委員会の協力が不可欠になりますので、市町村等関係機関と協力して農地中間管理事業の実施にご協力をお願いします。

事務の流れは、下記のとおりです。



【貸借様式例】

＜経緯＞別記様式例3-2「分割・一括方式共通」

第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係
各筆明細

金納、物納、使用貸借共通様式 促進計画(借入)

金納

乙捺印

整理 番号	6 - 000 - 0001	利用権を設定する者 (甲)	(氏名又は名称) この計画に同意する。 公社 太郎	(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇																
		(フリガナ)	コウシャ タロウ	島根県〇〇市〇〇町123-45																
		(電話番号)	0852-〇〇-〇〇〇〇	(携帯番号) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇																
		利用権の設定を受ける者 (乙)	(氏名又は名称) この計画に同意する。 公益財団法人 しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣	(住所) 〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1 (電話番号) 0852-20-2871																
所有者番号																				
利用権を設定する土地(A)																				
農地 番号	新規 更新	所在地			登記 地目	現況 地目	面積 (㎡)			利用権 の種類	内容	始期	終期	期間 (年)	借賃 (円又はt)		借賃の 支払い方法	利用権の設定等 に係る当事者間 の法律関係(C)	備考	
		市町村	町・大字	字			地番	登記簿	借入						作付	10aあたり				年額
1	新	〇〇市	△△町		123	田	田	1,000	1,000	800	貸借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10	8,000	2,400	金納の場合、乙は、毎年12月31日までに甲が指定する金納権限の現金口座に振り込むものとし、物納の場合は、毎年10月末日までの共通事項で期限を決定した場合にあつてはこの限りでない。に転借人が直接甲に支払うものとし、支払方法については2の共通事項の(2)の(イ)のとおりとする。金納、物納については第1回目の支払い年度は令和6年度とする。但し、使用貸借の場合、上記内容についてはこの限りではない。	貸借権	
2	更	〇〇市	△△町		45-6	田	田	800	800		貸借権	水田	R6.4.1	R10.3.31	4		玄米10	貸借権		
3	更	〇〇市	△△町		78	田	畑	1,200	600		使用貸借権	施設野菜	R6.4.1	R10.3.31	4		0	使用貸借		
4																				
5																				
6																				
計								3,000	2,400								2,400 玄米10			
利用権を設定する土地の甲以外の権原者等(D)																				
住所	島根県〇〇市〇〇町123-45	氏名又は 名称	公社 花子	権原の種類	相渡権	(同意印)	住所	氏名又は 名称		権原の種類		(同意印)								
				(共有割合)	1/2					(共有割合)										
住所	島根県△△市△△町987	氏名又は 名称	公社 次郎	権原の種類	相渡権	(同意印)	住所	氏名又は 名称		権原の種類		(同意印)								
				(共有割合)	1/6					(共有割合)										
緊急を要する時、甲に連絡がつかない場合の連絡先(ご親族等)があれば、下記を記載願います。																				
(住所) 〒				(氏名)				(住所)				(電話番号)								
上記確認しました。																				
担当農業委員又は 最適化推進委員等																				

※空欄の場合、印は不要

●農地利用の最適化の推進とは

「農地等の利用の最適化の推進」は、農業委員会の最も重要な業務として位置付けられています。

「農地等の利用の最適化の推進」とは・・・

担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進



農地を将来にも農地として守り、残し、活かすために

今、使われている農地を利用できるうちに、利用できる人に引き継ぐために、農地の貸し借りを掘り起こし、農地中間管理事業と連携して、担い手に結びつけることが必要です。

そのために、農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)の下記活動が重要となります！

日常的な「農地の見守り活動」「農家への声かけ活動」を通じ

- ① 農地の所有者等の意向把握 + 地域の農地の状況把握 を行い
- ② 地域の話し合いに参加し
- ③ 出し手と受け手のマッチングを行う



地域計画の達成を目指し、地域の農地を守るため、今後は関係機関の協力が必要不可欠となります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

